

【別表】各室の要求水準 凡例

※ 別表中「適宜」又は「-」と示す部分については事業者の提案による。

(a) 一般事項

- 1 要求部屋面積:各部屋の総面積は、原則として表記の数値以上とする。
各室の面積増減について、±5%の増減を上限とする。
- 2 要求部屋数:表記の数値以上とする。
- 3 席数:大学で用意する家具の席数
- 4 天井高:表記数値は室内の平均天井高の最低限度を示す。設定は提案による。
- 5 自然採光:要否を示す。特に要望のある場合は○印とする。その他については特記なき場合は提案による。
- 6 床荷重:特記なき場合は「建築構造設計指針(文部科学省大臣官房文教施設企画部)」の基準による。

(b) 建築関係

各室(エリア)の用途に応じた適切な仕上げ材を選定すること。下記仕上げ材料を参考とし計画すること。

但し、事業者の判断により下記仕上げと同等以上のものであれば変更は構わない。

- 1 床:床の仕上げを示す。幅木については長尺シート巻上げ等、メンテナンスや意匠性を踏まえ提案とする。
FS:ビニル床シート、KT:コンポジションビニル床タイル、FT:ホモジニアスビニル床タイル、TCa:タイルカーペット、塗床:塗床、タイル:磁器質タイル
木:木製フローリング、防塵:防塵塗料
床下地:床仕上げの下地の状況を示す。特記なき場合はコンクリートスラブとする。
OA:OAフロア(スラブ面には防塵塗装を施す)、シンダー:シンダーコンクリート
- 2 壁:壁の仕上げを示す。
EP:石膏ボード+ペンキ、GW-B:グラスウールボード、RC:コンクリート打放、メラミン化粧:不燃メラミン化粧合板、
木パネル:不燃木突板-珪酸カルシウム板、木吸音パネル:有孔不燃木突板-珪酸カルシウム板、アルミ:アルミパネル
- 3 天井:天井の仕上げを示す。特記なきは直天を示す。
DR:ロックウール化粧吸音板、GW-B:グラスウールボード、EP:石膏ボード+塗装、化粧石膏ボード:化粧石膏ボード、アルミ:アルミパネル
- 4 EV:カゴの仕上げは下記による
床:FT、壁:化粧鋼板、天井:幕天井(LED照明)

(c) 入退室

- 1 出入口の施錠方式:出入口の施錠方式を示す。
K0:特に出入口扉を設けず、オープンな入退室が可能なようにする。
K1:出入口は電気錠とし、ICカード錠は職員証、学生証での利用が可能なシステムを用いる。(マスターキーでの解錠も可能とする)
K2:一般的な締り金物(建具取付)とし、鍵方式とする。

2 出入口の気密性を示す。

SAT:セミエアタイト仕様とする。

AT:エアタイト仕様とする。

※多目的トイレの出入り口は引き戸式自動扉とする。

(d) 電源設備

- 1 照明用、コンセント用電源は表記の容量を確保するとともに、コンセントは適切な間隔で壁または床に設置すること。
- 2 多目的スペース用分電盤までを本工事とし、以降のコンセント、開閉器は別途工事とする。
- 3 集密書架(別途工事)は電動となるため、その容量を見込むこと。
- 4 閲覧室等の座席(別途工事)には電源タップを用意するため、その容量を見込むこと。
- 5 表中の無表記部分については、一般的な容量を適宜設定すること。

(e) 照明設備

- 1 室内照度は、表記数値を基準とし、室の用途に応じて照明方法等適切な計画とすること。
- 2 集密書架、閲覧室の座席(それぞれ別途工事)には照明が付属するため、その容量を見込むこと。

(f) 電話・情報設備

電話コンセント、情報コンセントについては必要個数を示す。

(g) TV 共同視聴設備

TV 接続端子を設置する。要する場合は○印とし、括弧内に必要個数を示す。

(h) 給排水衛生設備

生活用給排水:生活用を目的とした給排水設備の要否を示す。要する場合は○印とする。

S1(流し台・陶器製)、S2(流し台・塩ビ製)、S3(流し台・ステンレス製)に示す設備は本工事とする。

また、供給水の種類は上水とする。

(i) ガス設備

都市ガス設備の要否を示す。要する場合は○印とする。

(j) 給湯設備:要否を示す。要する場合は○印とする。「準備」については給湯設器本体設置位置の確保及び、スリーブ、電源の用意をする。

熱源についての指定無いが、設備バルコニーには貯湯式機器は設置しないこと。

(k)室内環境

1 空調:要求する条件について示す。

A1:ダクト方式により空調、又はマルチパッケージとする。(マルチにする場合は換気に注意すること。)

A2:部屋単位の個別空調とする。(機能的な理由から「中央」にする事は可能とする。)

2 換気:換気方式について示す。

V1:第1種換気、V2:第2種換気、V3:第3種換気。

3 室内の温度環境について示す。

E1:文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記事項)または「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以降ビル管法)を満たす条件とする。ただし、大空間で法規制の掛からない場所は、快適温湿度を目標値とする。

E2:書籍・資料等を保存する室の空調として、年間を通じて室温 22℃、湿度 55%を維持する。(室温は±5℃以内、湿度は±10%以内)

E3:24時間空調

E4:除湿機の設置をする室(排水ルートを確保する)

※その他「○○℃」「○○%」と温湿度が表記されている場合は、それを基準とする。